《商品概要説明書》　（2026年4月1日現在）

商 品 名	相続資金専用定期貯金～Change 2026～
資 金	①相続人の相続貯金 ②相続人の他金融機関からの預け替え相続資金
販 売 対 象 者	相続手続きにおいて貯金を相続された、組合員または組合員家族の個人に限ります。 ※相続貯金を受け取られてから6ヶ月以内の資金
最 低 預 入 金 額	50万円以上
預 入 期 間	１年（単利型）または3年（複利型）
募集金額	10億円
適用金利	１年　0.95% ３年　1.20% ※金利適用条件 新規年金振込者（予約を含む）または新規給与振込者 上記の金利適用条件にあてはまらない場合は １年　0.80% ３年　1.00%
払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
利 息	貯金利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 利払頻度 ※満期日以降に一括して払い戻します。 利息計算方法 ※付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。
マ ル 優	障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。
中 途 解 約	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第４位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入期間を１年の定額方式とした場合 ①６か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②６か月以上１年未満・・・・・約定利率×50% （2）預入期間を３年の定額方式とした場合 ①６か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ②６か月以上１年未満・・・・・約定利率×40% ③１年以上１年６か月未満・・・約定利率×50% ④１年６か月以上２年未満・・・約定利率×60% ⑤２年以上２年６か月未満・・・約定利率×70% ⑥２年６か月以上３年未満・・・約定利率×90%
付 加 で き る 特 約 事 項	「総合口座」の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期貯金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率です。）
貯 金 保 険	保護の対象になります。
取 扱 期 間	2026年4月1日～2027年3月31日にお申し込みの方を対象とします。
そ の 他	当初預け期間終了後は店頭表示金利にてお預かりいたします。
苦情処理措置 および 紛争解決措置の 内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等(以下「苦情等」という。)につきましては、 当JA本支所または総務部(電話：0537-20-0800)にお申し付け下さい。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA総務部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター （ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）

◎詳しくはJA店舗窓口までお問い合わせください。　　JA掛川市